

改正リース会計基準の設例案、検討—ASBJ—

去る1月26日、企業会計基準委員会は第472回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

リース会計基準の改正

改正リース適用指針に含める

は、設例1と2で取扱いは変わ

らないので、分けずにまとめて

【項目1】金融資産の減損に関連

(図表) 設例改正案の概要

現行の設例	改正案の設例	主な改正箇所
設例1 所有権移転外ファイナンス・リース取引	設例1 借手のリース及び貸手の所有権移転外ファイナンス・リースの会計処理	次の改正案を設例に反映させた。 借手 ・ファイナンス/オペレーティング・リースの区分の廃止 ・所有権移転/移転外の区分の廃止 ・リース負債の算定方法の変更 ・中途解約の場合の会計処理の削除 貸手 ・第1法から第3法の廃止(設例1から設例3は、旧第3法である、製品又は商品を販売することを主たる事業としていない貸手の設例とした)
設例2 所有権移転ファイナンス・リース取引	設例2 借手のリース及び貸手の所有権移転ファイナンス・リースの会計処理	
設例3 残価保証のある場合	設例3 残価保証のある場合	
設例8 貸手の製作価額又は現金購入価額と借手に対する現金販売価額に差がある場合(貸手の会計処理)	設例4 製品又は商品を販売することを主たる事業としている貸手の会計処理	貸手 ・第1法から第3法の廃止(設例4は、製品又は商品を販売することを主たる事業としている貸手の設例とした)
設例4 維持管理費用相当額を控除する場合	設例5 リースを構成する部分とリースを構成しない部分への対価の配分	次の改正案を基にリースを構成する部分とリースを構成しない部分への配分方法の設例とした。 借手 ・リースを構成する部分としない部分への配分は独立価格の比率に基づき配分する。 ・保険料・固定資産税等は、「借手に財又はサービスを移転しない活動及びコスト」としてリースを構成する部分と構成しない部分に配分する方法のみとする。 ・契約全体をリースを構成する部分として会計処理する場合の便法の追加(設例を追加している) 貸手 ・リースを構成する部分としない部分への配分は独立販売価格の比率に基づき配分する。 ・保険料・固定資産税等は、①「借手に財又はサービスを移転しない活動及びコスト」としてリースを構成する部分と構成しない部分に配分する方法と②維持管理費用相当額として契約における対価から控除する方法の選択とする(2つの方法を設例として示している)。
設例5 リース資産総額に重要性が乏しいと認められなくなった場合の取扱い	設例6 使用権資産総額に重要性が乏しいと認められなくなった場合の取扱い	借手のリース負債の算定方法の変更の反映
設例6 転リース取引	設例7 サブリース取引	・サブリース取引については、パス・スルー型のサブリース取引、現行の転リース取引等、会計処理について検討の継続を予定しているため、設例も今後の提示を予定している。
設例7 セール・アンド・リースバック取引	設例8 セール・アンド・リースバック取引	第108回リース会計専門委員会では、「セール・アンド・リースバック取引」について審議を行っており、事務局提案をベースとした設例の修正案を示したが、会計処理について検討の継続を予定しており、設例も今後の提示を予定している。
設例9 適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引の取扱い	(削除)	削除する。

委員からは「ステップ1の段階で結論づけるのではなく、ステップ2以降の影響も考慮して検討する必要があるのでは」との意見が聞かれた。

また、今後の議論のスピード感について聞かれ、事務局からは、「3月までにはステップ1の暫定的な方向性を示したい」との回答があった。

する会計基準の比較	【項目2】 ECLモデルとCECLモデルの基本的な考え方およびそれにより提供される情報の確認
【項目3】 わが国における信用リスク管理および引当実務との整合性の検討	【項目4】 その他、IFRS9号およびトピック326の予想信用損失に関連するガイダンス(コアでない部分)の確認
【項目5】 IFRS任意適用企業にとっての利便性	【項目6】 関係者へのアウトリーチおよび聞かれた意見の分析
【項目7】 ステップ1(ECLとCECL)のどちらのモデルを開発の基礎とするかの選択に関する事務局による分析および提案	

金融商品の減損

予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損の開発に関し、第174回金融商品専門委員会(2022年2月1日号(No.1634))情報ダイジェスト参照)に続いて、ステップ1のE

目と進め方について、次の事務局案が示された。

予信信用損失モデルに基づく金融資産の減損の開発に関し、第174回金融商品専門委員会(2022年2月1日号(No.1634))情報ダイジェスト参照)に続いて、ステップ1のE

【項目1】金融資産の減損に関連

【項目2】 ECLモデルとCECLモデルの基本的な考え方およびそれにより提供される情報の確認

【項目3】 わが国における信用リスク管理および引当実務との整合性の検討

【項目4】 その他、IFRS9号およびトピック326の予想信用損失に関連するガイダンス(コアでない部分)の確認

【項目5】 IFRS任意適用企業にとっての利便性

【項目6】 関係者へのアウトリーチおよび聞かれた意見の分析

【項目7】 ステップ1(ECLとCECL)のどちらのモデルを開発の基礎とするかの選択に関する事務局による分析および提案

税金費用の計上区分、検討

—ASBJ、税効果会計専門委

去る1月25日、企業会計基準委員会が第77回税効果会計専門委員会を開催した。

2018年の日本公認会計士協会の実務指針の移管に伴い、あらためて対応すべきかどうか検討するとしていた論点のうち、税金費用の計上区分（その他の包括利益に対する課税）について事務局案が示され、審議された。

今後の方向性

(1) 原則的な取扱い

連結納税制度（2022年4月1日以後開始事業年度からはグループ通算制度）の開始または加入時の税務上の時価評価などの本プロジェクト開始当初に想定していた取引について、引き続き取扱いを明らかにするニーズがあると考えられるため、当期税金費用の計上区分として、次の取扱いを原則とする。

当期税金費用は、その発生源泉となる取引等に応じて、損益（税引前当期純利益から控除）、その他の包括利益および株主資本の各区分に計上する。

(2) 退職給付に関する取扱い

一方、前記の原則に従う場合、退職給付における掛金等の支出に関する当期税金費用の計上区分について、その他の包括利益に対して課税されている部分に算定することが困難である。また、当期税金費用を損益計上する会計処理の変更は多大なコストが生じるため、現状の会計処理の継続を認める。

(3) 例外規定

(2)以外に原則の適用が困難であると考えられる状況は限定的だが、今後、税法の改正等によって同様の論点が生じる可能性もある。そのため、(1)の取扱いを定めるにあたり、現時点では退職給付に係る掛金等の支出を想定している旨を明示し、次の例外規定を設ける。

その発生源泉となる取引等が、損益、その他の包括利益および株主資本の各区分のうち複数の区分に計上されており、かつ、その他の包括利益および株主資本に対応する当期税金費用を算定することが困難である場

経理に効く法律雑学

公正証書とは？

白川 敬裕

機械部品の製造業X社が、メーカーY社に部品を納入した後、Y社から「経営難で支払期日に代金が支払えない。リスケしてほしい」という連絡がきたとします。X社は、Y社と話し合っており、分割払いの合意書を交わしました。それでもY社から分割金が支払われない場合、X社としては、どうすればよいでしょうか。

売買や請負などの契約を締結すれば、代金請求権など、法律上の権利が発生します。いくら法律上の権利が発生するといっても、相手が契約どおりに代金を支払わない場合、支払を実現させる手段がなければ、契約を締結した意味がありません。

この点、契約の不履行があった場合、裁判の制度を利用して、相手の資産から強制的に支払を実現させることができます。具体的には、まず「第1段階」として、代金の支払を求める民事裁判を起こします。裁判では、契約書を証拠として提出して、勝訴判決をもちこつことを目指します。

無事に勝訴判決が出て、それだけでは、相手が任意に代金を支払ってこない限り、まだ支払は実現しません。「第2段階」として、勝訴判決が出た後、裁判

所に強制執行の申立て、すなわち、「相手名義の〇〇銀行・〇〇支店の預金口座を差し押さえてください」といった申立てをする必要があります（強制執行を求める相手名義の資産は、権利者＝裁判の勝訴者のほうで特定する必要があります）。裁判所から〇〇銀行に差押えの通知が届いた段階で預金残高があれば、残高の限度で、代金の支払が実現することになります。

このように、契約した代金の支払を強制的に実現させるには、「第1段階」民事裁判の提起、「第2段階」勝訴判決後の強制執行が必要になります。

この「第1段階」をスキップできる文書が「公正証書」です。「公正証書」は、「公証人」に依頼して作成してもらう文書です。「公証人」は、公証人法に基づく文書作成・認証等の法律サービスを担う方で、裁判官や検察官などを長く務めた者のなかから任命されます。

裁判を起すと時間がかかり、弁護士費用などのコストも発生します。冒頭の事例ですと、Y社は経営が厳しいようですから、裁判をしている間に倒産する懸念もあります。

もし、X社とY社の分割払いの合意書が「公正証書」で作成されていれば、X社は、「第1段階」の裁判を飛ばして、いきなり「第2段階」の強制執行の申立てができたのです。

「公正証書」を作成するには、当事者双方（X社とY社の各代表者または各代理人）が、一緒に「公正証書」という役所に赴く必要があります（公正証書は、全国に約300箇所あります）。当事者のいずれかが事前に公証役場に電話やメールで連絡して、あらかじめ合意書の文案を送っておき、公証役場に赴いた当日、公証人が双方の面前で合意内容を確認して、双方が署名・捺印する、というのが一般的な流れです。

公正証書によって「第2段階」の強制執行ができるのは、「金額が決まっている支払の約束」です。公正証書には、「約束どおり支払わなければ、強制執行されても異議はない」という趣旨の文言（強制執行受諾文言）が記載されます。

「公正証書」は、代金や貸金など、取引に基づく支払だけでなく、離婚の際の養育費の支払を定めるために利用されることもあります。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2022年 1月27日	監査・保証実務委員会実務指針104号「イメージ文書により入手する監査証拠に関する実務指針」	JICPA	改正電子帳簿保存法による、スキャナ保存制度の要件緩和や電子取引に係る電子情報の保存の義務化を受け、イメージ文書に係るリスクや被監査企業が行う内部統制に関する考え方等を取りまとめたもの。なお、本実務指針ではEDI取引等のシステム取引データは対象外である。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20220127gbf.html	—
2022年 1月28日	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正(案)	金融庁	指定国際会計基準として、2021年12月9日公表のIFRS17号「保険契約」の改訂を含めるもの。コメント期限は2022年2月26日。 https://www.fsa.go.jp/news/r3/sonota/20220128.html	—

金融

日銀はIMFの政策提言を受け入れるのか

日本の長期金利の指標、新発10年物国債利回りが、1月31日に0・185%をつけた。2016年の日銀によるイールドカーブ（YC）・コントロールドカーブ（YC）・コントロールド政策を導入して以来の高い水準だ。さらに住宅ローンの固定金利引上げが報じられた。直前の1月28日に国際通貨基金（IMF）が、「利回り目標を10年物からより短い満期にシフトさせてYCをステイプ化することが1つの選択肢」と日銀の政策に関しての見解を発表していた。

また、アメリカでは、2021年10〜12月期の実質GDP成長率が前期比年率でプラス6・9%になり、2021年12月の個人消費支出（PCE）価格指数は前年同月比プラス5・8%と、1982年以来の高い伸びだ。ただ成長率は目先いったんピークをつけ、その後やや落ち込む見込みとされるが、パウエルFRB議長は、「3月の金融政策決定会合（FOMC）で利上げに適切な条件が整い、保有資産を減らす量的引き締めについては、前回2017年時よりも早く、よ

り大幅に実施する」と述べている。FRBの前のめり姿勢のため、長期金利より短期金利が先行して上昇し、米債市場でYCのベアフラットニングが生じる一方、日本では、マクロ的に需給ギャップが埋まらぬまま長期金利上昇の予兆がみられるため、IMFのいうYCのベアステイピング誘導案が出てくる。

証 券

米株式市場は新年最初の試練を乗り越えたか？

問題は、日本の長期金利上昇の兆しが、実体経済上向きでインフレ高進のためというよりも、むしろ海外、特にアメリカの金利上昇に連動して起きている点だ。このような状況下での長期金利上昇の容認は、日本経済には悪影響を与え、したがって現状の長期金利上振れでは、日銀が動く可能性は低いだろう。もちろん、海外市場に連動する形でも仮に急上昇する展開になれば、国家財政や金融機関に与える影響を鑑みて阻止せざるを得ない。そうした状況が起こらない限り、また、物価目標2%達成が見通せない限り、日銀の政策変更の可能性は小さいだろう。

1月の株式市場は世界的な株安で終わった。カギを握る米市場はFRB（連邦準備制度理事会）の金融政策のスタンスがインフレの予想以上の上昇を受けて従来の想定より量的緩和の縮小、金利引上げが早まるのではないかと懸念され、年明けすぐに株価の動揺が始まった。

1月25、26日に開かれたFOMC（連邦公開市場委員会）で3月利上げが示唆されたが、これは事前の予想どおりであり、この後株価は次第に底固めから立ち直りの様相をみせている。株価下落の過程で代表的な株価指数のうち、特にハイテク成長株の集まりとされるナスダックの下落が目立ったことから、1月の株価下落の影響は長引くという見方が出ていたが、ナスダックも底固めから立ち直りへ、同様の軌道を歩み始めている。

初め試練を乗り越えたように見える。もちろん、インフレ状況の改善がみられない限り、これからも約1カ月半ごとに開かれるFOMCが近づくと、株価動揺の懸念はある。しかし、予想外の景気後退、企業収益の落込み、国際情勢の急変といったサプライズがなければ、株価暴落といった事態は避けられるとの見方もある。

日本市場は1月の世界同時株安で米市場とほぼ同レベルの下落に見舞われたが、欧州各国、アジア各国の下落率は日本より小幅であった。ただ、韓国は独自の国内要因により、株価下落率が日米を上回った。日本は1月からオミクロン株が急拡大し、各地でまん延防止等重点措置が適用される一方で、欧米各国はオミクロン株の流行がピークアウトしつつあるだけに、投資家の日本の経済社会情勢への懸念が株安に影響したとみられる。

しかし、新年の日本株価の動きに比べ、企業収益は順調に推移している。製造業では収益の上方修正が相次ぎ、人流関連のサービス業でも最悪期を脱出した企業が増えてきているとの話もある。今後、米株価が堅調さを取り戻していけば、日本株価もそれへの連動が期待される。